

# 20周年記念誌



兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体



公益社団法人

ひょうご被害者支援センター

## 設立趣旨書

---

犯罪等による被害を受けた者、並びにその家族及び遺族（以下「被害者」という。）は、犯罪等の行為による直接的被害にとどまらず、経済面や精神面で深刻な打撃を受ける。自らにとってかけがえのないものを一瞬にして奪われ、あるいは身近なものを失って喪失感に苛まれ、時には一家の支柱を失って生活に窮する。犯罪等が引き起こす被害の深さには、誠に計り知れないものがある。

このような被害者の苦痛を軽減し、その回復を支援することは、社会にとって必須の活動である。被害者は、公正な処遇を受け、情報を提供され、経済的な援助を受けるなど、被害を軽減するための各種支援を受ける権利を有するのであり、かかる権利を実現することは社会全体の課題である。

国連被害者人権宣言では、「被害者は政府、ボランティア、コミュニティーに基礎をおく機関を通じて必要な物質的、精神的、心理的、社会的支援を受けられる」と規定している。これを受けて、今日欧米を中心とする諸外国では、多様な支援プログラムを提供できる民間支援機関（NOVA 全米被害者援助機構 National Organization For Victim Assistance = アメリカ・VS 被害者対策援護協会 Victim Support = イギリス・白い環 WEISSER RING = ドイツ）が組織され、社会を挙げて総合的な被害者対策を推進している。

これに比し、我が国においては、被害者支援活動の立ち遅れが著しく、被害者の権利が実現されることなく放置されてきた。しかし、近年、犯罪被害者支援を求める世論が急速に高まり、法整備が図られるとともに、被害者支援活動に取り組む各種団体が設立されるなど、ようやく被害者に光があてられつつある。

兵庫県においても、被害者に対する早期かつ適切な支援を行う社会的システムを確立することが急務となっている。とりわけ、公的機関のみでは為し得ない被害者支援を行うために、民間による被害者支援活動の基盤を早期に整備することが必要不可欠である。民間の被害者支援団体を設立し、被害者自助組織や医療・カウンセリング・法律の専門家等と連携し、被害者のニーズに即した支援活動を行うとともに、被害者支援活動に携わる者の研修機関を整備することにより、社会全体の手による被害者支援活動を実現することが可能となるのである。

そのような観点から、被害に関する相談及び被害者の心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者を総合的にサポートできる環境づくりに寄与することを目的とし、「ひょうご被害者支援センター」を設立するものである。

ひょうご被害者支援センター

# 目次 | Contents

|                                 |                                                        |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 設立趣旨書                           | 1                                                      |
| ごあいさつ                           | 3                                                      |
| ひょうご被害者支援センター創立 20 周年を祝う        | 4                                                      |
| 全国被害者支援ネットワーク理事長                | 椎橋 隆幸                                                  |
| 兵庫県知事                           | 齋藤 元彦                                                  |
| 兵庫県公安委員会委員長                     | 小西 新右衛門                                                |
| 兵庫県警察本部長                        | 桐原 弘毅                                                  |
| 20 周年記念シンポジウム                   | 8                                                      |
| 鼎談「これまでの道のり」                    |                                                        |
| 垣添 誠雄                           | 弁護士（兵庫県弁護士会）                                           |
| 高松 由美子                          | 犯罪被害者遺族 六甲友の会世話人 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター監事                |
| 井関 勇司                           | 弁護士（兵庫県弁護士会）公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事長                    |
| 司会進行                            |                                                        |
| 家木 祥孝                           | 弁護士（兵庫県弁護士会）公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事                     |
| パネルディスカッション「これからの被害者支援とセンターの役割」 | 14                                                     |
| 立石 裕一                           | 兵庫県県民生活部 生活安全課長                                        |
| 堀口 敏彦                           | 兵庫県警察本部 警務課 被害者支援室長                                    |
| 小山 優                            | 神戸新聞社 編集局次長兼報道部長 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事                 |
| 土師 守                            | 犯罪被害者遺族 六甲友の会世話人 医師 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事              |
| 本多 修                            | 臨床心理士（兵庫県臨床心理士会）武庫川女子大学名誉教授<br>公益社団法人ひょうご被害者支援センター副理事長 |
| 河瀬 真                            | 弁護士（兵庫県弁護士会）公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事                      |
| 遠藤 えりな                          | 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター事務局長 犯罪被害相談員                       |
| コーディネーター                        |                                                        |
| 冨永 良喜                           | 公認心理師 臨床心理士（兵庫県臨床心理士会）<br>公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事       |
| 小寺 麻紀                           | 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 犯罪被害相談員                           |
| シンポジウム参加者の皆様よりいただいたお言葉          | 24                                                     |
| 感謝                              | 26                                                     |
| ひょうご被害者支援センター 20 年の歩み           | 28                                                     |
| 受賞・表彰歴                          | 31                                                     |
| シンポジウム一覧表                       | 32                                                     |
| 年度別・相談種類別件数                     | 34                                                     |
| 編集後記                            | 36                                                     |

## ごあいさつ

理事長

井関 勇司



公益社団法人ひょうご被害者支援センターは、お陰様で20周年を迎えることができました。これはひとえに、正会員、賛助会員、兵庫県、県警察、神戸市など、沢山の方々のご支援、ご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

さらに、理事は勿論、ボランティアの電話相談員、犯罪被害相談員、事務局の皆さんの日頃のご努力のおかげです。ご苦労さまでした。

犯罪被害者支援は、この20年で、大きく進展しました。

特に、2004年の犯罪被害者等基本法の制定、2008年からの被害者参加制度など、被害者の権利が認められるようになりました。しかし、これは、当たり前のことなのです。

それでも、経済的支援など、まだまだ十分とは言いがたいところが多々あります。

最近、神戸家裁が「神戸須磨事件」の記録を10年ほど前に廃棄していたことが分かりました。最高裁の内規、通達で「全国的に社会の耳目を集めた事件」は、特別保存（永久保存）をすると定められているのに、本当に残念なことです。

そういった時代の流れの中で、この20年間、当センターには色々なことがありました。犯罪被害者等早期援助団体の指定、公益社団法人化、「ひょうご性被害ケアセンター・よりそい」の兵庫県からの業務委託などです。特に、性被害の電話相談が増えており、他の事件も含めて電話相談は1年で合計約1,000件に達し、設立当初の10倍です。直接支援活動も増加しており、これは県警から情報提供を受けたり、当センターの認知度が増し、信頼も得ているのではないかと思います。

最近、兵庫県が犯罪被害者支援に特化した条例を制定しようとしており、当センターの関係者も何名かが関与しています。

また、2022年の10～11月には、兵庫県知事からは社会賞を受賞し、兵庫県警察本部長から感謝状を、貝原俊民美しい兵庫づくり賞も受賞しました。このように、素晴らしいご褒美も戴きました。

さらに、2022年11月27日には、20周年記念シンポジウムを開催しました。

これらの20年の経験を踏まえて、被害者に寄り添い、支援を続けて行くことが我々の使命と思っています。今後とも、ご支援、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

# ひょうご被害者支援センター創立 20 周年を祝う

全国被害者支援ネットワーク理事長

椎橋 隆幸



平成14年に「ひょうご被害者支援センター」は設立され、同年に被害者の自助グループ「六甲友の会」も立ち上げられました。平成21年に貴センターは、警察から情報を受け、早い段階から被害者支援を行うことのできる犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。貴センターは、電話・面接相談、裁判所への付き添いなどの直接支援、広報啓発活動、支援員の養成等被害者のニーズに即した支援活動を精力的に行ってきました。最近では、兵庫県内の全市町村で犯罪被害者支援条例が制定されるなどの状況下で、変化する被害者支援のニーズに適切に応えるため支援対象の拡大・充実への真摯な活動が続けられています。

貴センターの活動の特色の一つはセンターと自助グループ六甲友の会そして関連諸機関との連携・協力が緊密であることだと思います。例えば、貴センターや六甲友の会の役員や構成員として、被害者遺族、弁護士、医者、臨床心理士、マスコミの人等が参加していることです。様々な立場にあり、異なった考え方を持っている人々が被害者の思いを聴きながら各自の意見を述べ合って、納得のいく方向性を見出していくという作業があるからこそ、客観的で妥当な被害者支援を実現することが出来るのでしょう。六甲友の会にはマスコミの方が参加していますが、以前はメディアスクラム等で二次被害を与えたマスコミが被害者の意見を十分に聴く機会を定期的に持つことによってお互いへの理解が深まっていく様子は高く評価できると思います。また、貴センターは令和3年12月に兵庫県知事と兵庫県警察本部長をセンター顧問として迎えています。これは、貴センターの特色である関係機関との連携・協力の強化をさらに推進する契機となるでしょう。また、兵庫県が設置したひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の活動も注目されます。内閣府の性犯罪・性暴力対策強化の方針の下、性暴力被害を受けた方の相談窓口であるワンストップ支援センターにより、必要に応じ、無料の法律相談・カウンセリング、医療助成が提供されており、同年10月には電話相談は24時間365日対応（「よりそい」の開設時間以外は国コールセンターが対応）が可能とされたことにより潜在化しやすい性犯罪被害者にとって重要かつ有効な施策です。折しも今年4月には県知事が今年度中に特化条例を制定する意欲を表明されました。ひょうご被害者支援センター20年間の特色ある被害者支援の実績は私たちにとって極めて有益かつ勇気づけられるものであり、県の特化条例の制定の実現を含め、貴センターの今後の益々のご発展を祈念してやみません。

兵庫県知事

## 齋藤 元彦



ひょうご被害者支援センターの20周年を心からお喜びします。

平成14年の設立以来、犯罪被害者やご家族の心情に寄り添った献身的な支援に取り組んでおられます。平成21年にはより早い段階からのサポートが可能となる「早期援助団体」の指定を受けるとともに、平成26年からは公益社団法人に移行し、支援の充実を図ってこられました。平成29年からは性暴力被害者のワンストップ相談窓口「よりそい」を運営するなど、多岐にわたる活動を展開していただいています。

井関理事長をはじめ、皆様の熱意と使命感あふれるご尽力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

社会が複雑化・多様化するなか、犯罪被害に遭われた方々が置かれる環境も大きく変化しています。犯罪認知件数は年々減少傾向にありますが、不特定多数の方を巻き込んだ痛ましい事件などが続発しています。だれもが突然、犯罪に巻き込まれ、被害者となる可能性があります。さらに近年では、被害者の多くが、インターネット上の誹謗中傷のほか、さまざまな二次被害に苦しめられるなど、新たな課題も顕在化しています。

本県では、平成18年に「地域安全まちづくり条例」を施行し、警察や市町、支援団体等との連携のもと、被害者支援に取り組んでまいりました。「ふるさとひょうご寄附金」を活用した支援なども進めています。今後は、被害者支援の重要性を県民や事業者と共有していくとともに、広域的な対応も強化していく必要があります。

そのため、今年度、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定します。条例の検討委員会には、支援団体を代表して井関理事長、遠藤事務局長にもご参画いただいています。犯罪被害の当事者はもちろん、関係機関、専門家などからも幅広くご意見を聞きながら、しっかりと検討を進めてまいります。

犯罪被害者やご家族が一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、地域の理解と協力のもと、社会全体で支えていくことが大切です。貴センターには、被害者の立場を真に理解し、専門的見地から助言や支援ができる存在として、ますます大きな期待が寄せられています。

だれも取り残すことなく、安全に安心して暮らせる兵庫を実現するため、これからも力を合わせてまいりましょう。次なる10年へ、貴センターのさらなるご発展をお祈りしております。

兵庫県公安委員会委員長

## 小西 新右衛門



ひょうご被害者支援センターが設立 20 周年を迎えられ、兵庫県公安委員会を代表しまして、心からお慶び申し上げますとともに、日ごろから、犯罪被害者の支援に御尽力されている関係者の皆様に対しまして、敬意と感謝を申し上げます次第であります。

ご案内のとおり、犯罪被害者をとりまく環境は、この 20 年間で大きく変化しております。

平成 16 年の犯罪被害者等基本法の制定をはじめ、被害者への配慮を踏まえた刑事訴訟法の改正や、犯罪被害給付制度の拡充など、諸制度が充実し、積極的な活用が図られるようになったことは、被害者やその御家族、さらには、それらの方々を支えてこられた各方面のたゆまない御努力があつてこそと承知しております。

平穏な日常生活において、凶悪な事件や悲惨な事故は未だなくならず、国民の誰もが被害者となる可能性がある中、犯罪被害等に遭われた方々は、直接的な被害にとどまらず、毎日の生活が続ける中で、中長期にわたり、様々な困難に直面されるという現実を踏まえますと、より一層、多種多様で継続的な支援が求められるところであります。

兵庫県公安委員会は、平成 21 年 9 月にひょうご被害者支援センターを「犯罪被害者等早期援助団体」に指定いたしました。同センターでは、兵庫県警察と連携を図りつつ、法律面や心理面に関する相談、裁判での被害者に寄り添った支援など、警察において対応することが困難な様々な支援活動が行われており、それらの活動は被害者御本人のみならず、その御家族にとってもなくてはならない存在になっております。

公安委員会といたしましては、今後も引き続き、皆様方の活動を広く県民に周知し、警察を始め、関係機関・団体との相互連携の下、社会全体で被害者とそのご家族を支える仕組みの一層の充実に努めて参りたいと存じます。

結びに、被害者支援に携わるすべての方々の緊密な連携が図られ、被害者支援の重要性について広く県民の理解と共感を得られますことを祈念いたしますとともに、皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

兵庫県警察本部長

## 桐原 弘毅



ひょうご被害者支援センター設立 20 周年、誠におめでとうございます。

兵庫県警察を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

また、日頃から犯罪被害者支援にご尽力されておられる皆様方に対しまして敬意を表するとともに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

さて、今から 20 年前の平成 14 年と申しますと、全国の刑法犯認知件数が戦後最多を記録した年でもありました。

当時と比較しますと、社会情勢や犯罪情勢も変わり、犯罪被害者支援を取り巻く情勢も、犯罪被害者等基本法の施行や犯罪被害者等基本計画の策定など、大きく変化したことは、犯罪被害者支援を現場の最前線で行ってこられた皆様方が一番感じておられるのではないのでしょうか。

しかし、被害者等やその支援に対する社会の理解は、残念ながら、今なお十分に進んでいるとは言えません。

兵庫県警察といたしましても、この 20 年間、事件発生直後から被害者等と密接に関わる機関として、犯罪抑止や犯罪捜査と並ぶ重要な責務の一つである被害者支援活動に取り組んで参りましたが、広範多岐にわたる被害者等のニーズに応えるには、警察による支援だけでは十分ではありません。

ひょうご被害者支援センターは、警察では対応が困難な継続的かつ中・長期的な支援のほか、被害者等に対する支援のコーディネーターとしての役割も担われるなど、兵庫県警察の重要なパートナーであると考えております。

設立から 20 年という長きに亘り、数多くの被害者等を支援されてこられただけでなく、社会全体で犯罪被害者を支援する意識の醸成も図られるなど、これら皆様方の熱心な取組もあり、この節目となる年に、兵庫県では犯罪被害者に特化した県条例の制定に向けての検討も始められました。

兵庫県警察としましても、これからもひょうご被害者支援センターの良きパートナーとして、これまで以上に緊密な連携を図り、皆様と一緒に、更なる犯罪被害者支援の充実を目指していきたいと思っております。

終わりにになりましたが、ひょうご被害者支援センターのますますのご発展、ご活躍とともに、皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして私のお祝いの言葉とさせていただきます。



## 20 周年記念シンポジウム

# 鼎談「これまでの道のり」

垣添 誠雄

弁護士（兵庫県弁護士会）

高松 由美子

犯罪被害者遺族 六甲友の会世話人 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター監事

井関 勇司

弁護士（兵庫県弁護士会） 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事長

### 司会進行

家木 祥孝

弁護士（兵庫県弁護士会） 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事



**家木** ひょうご被害者支援センターの設立と運営に深く携わられた3人の方に、これまでの道のりをうかがいたと思います。高松さんは1997年、当時15歳だった高校1年のご長男を、同級生を含む10人の少年による集団リンチで殺された、被害者のご遺族です。垣添誠雄先生は当センター設立時の理事で、池田小学校事件の被害者側の代理人や、高松さんの事件の被害者側代理人を務められました。井関先生は当センター理事長で、神戸連続児童殺傷事件の遺族の代理人を務められました。

まず、当センター設立に関するお話をうかがいます。平成10年に全国犯罪被害者支援ネットワークが発足し、12年に全国被害者の会、いわゆる「あすの会」が設立されました。そのような流れを汲み、当センターが設立に向けて動いたのは13年春ご

ろになります。設立に先立って準備委員会が発足したのはどのようなきっかけだったのでしょうか。

**垣添** まず、センター発足当時の時代背景について。今日、当センターはじめ、被害者支援は大変発展していますが、20年前は立ち遅れており、支援の制度あるいは付随する取り組みが始まった、いわば黎明期だったということです。当時、私は犯罪被害者の会、岡村勲弁護士が中心になっていた「あすの会」のお手伝いをしていた関係で、当時の警察庁犯罪被害者対策室室長の安田貴彦さん、兵庫県警被害者対策室の畑利秋さん、増田優子さんから声をかけられました。兵庫でも被害者支援の取り組みを民間で始めたらどうかという要請で、それがきっかけとなってセンター立ち上げに私も参加させていただいたという経過です。

**家木** 設立準備委員会には14人が参加され、井関先生も入られていました。

**井関** 私は当時、神戸連続児童殺傷事件の代理人をしていました。そのころ、少年には代理人が何人もついているのに、被害者の方には誰も何もしてないという状況で、私が代理人になったのですが、被害者支援の必要性を痛感していました。そこに垣添先生から電話をいただき、即答で参加しました。その際、遺族の土師守さんも入ってほしいとの要請があり、土師さんにも連絡し承諾していただいた次第です。

**家木** 設立準備委員会のメンバー選定にあたって特に工夫されたことはあったのでしょうか。

**垣添** ご遺族の高松さんと土師さんをお誘いした理由は二つありました。一つは当時、お二人は犯罪被害者の会「あすの会」の立法活動に参加されており、よく存じ上げていたこと。もう一つは、日本被害者学会の諸澤英道教授から「被害者の支援について最も承知しておられるのは被害者のご遺族である」と教授を受けたことです。設立させて以降、この20年間、お二人は大変尽力され、今日を迎えております。

**家木** 高松さんが参加された経緯はどうでしたか。

**高松** 垣添先生からお電話いただく前は、誰に殺されたかわからない、誰に聞いても分からない、全くの素人でした。あるご遺族と出会い、その中から地元の新聞記者に相談して垣添弁護士を紹介してもらい、たびたび相談に行くうち、「弁護士っていろんな人がいるんだな」とほっとしました。

その後、「支援センターができるんだけど、どうですか」と声をかけていただきました。当時は夫婦で理事会に参加していましたが、子どもが小さいし仕事もあるということで、私一人が参加するようになって今に至っています。「専門用語って難しいな」ということも多く、「私が理事をやっていいんだろうか」と思ったとき、垣添先生が言われたのが「民間団体である」。その言葉でほっとして、「誰でもが相談できる場所なんだ」と感じて、その後20年間関わってきました。

**家木** 設立準備委員会は平成13年春に設置され、その年の12月まで9回の委員会が開かれ、毎回夜2、3時間以上かけて、設立の際の役員や理事をどうするか、名称をどうするか、センターの設置場所をどうするかなど、さまざまな議論がなされたと聞いています。垣添先生が印象に残っていることはありますか。

**垣添** たいへん熱心に議論されるんですが、その中で、まず準備委員会の弁護士から警察に対し「警察の皆さんは捜査公判の証拠としてしか被害者を見ていない」と申し上げた記憶があるんです。それに対し、当時の被害者室長の畑さんや増田さんから「弁護士は加害者の味方であって、被害者支援の実績は全くないじゃないか」とお叱りの言葉を受け、エキサイティングな議論がなされたと思うんです。ご遺族の高松さんから「いい加減にしてください」「もっと建設的な意見を戦わせてください」「誰のための支援なんですか」とお叱りと一喝を受け、目が覚めたような次第です。

**家木** そのような形で、被害者の方の感覚が生かされた議論が尽くされたということが、垣添先生からご説明のあった被害者の方に設立準備委員会に入ってもらおうという目的だったのだと思います。

ひょうご被害者支援センターが設立されてからもさまざまなことがあったと思います。当初の活動は現在と比較してどうだったか、井関先生におうかがいします。

**井関** 設立した年の電話相談の件数は半年で50件ぐらい。現在の年間千件と比べてほとんど電話はかかってこなかった。広報活動しないといけいないな、と。電話が少ないと電話相談員のモチベーションが低下するのではないかと懸念していました。2005年に尼崎JR脱線事故があり、大きな事件になると電話も増える。脱線事故については、弁護士がみんな被害者の遺族のところに出向いて「直接支援」の相談を受けるということもやってきました。2009年、早期援助団体の指定を受けてから警察からの情報提供があるので、電話相談や直接支援が増えていきました。現在は件数が多く、心配のない状況です。

**家木** 井関先生のご説明にあった「直接支援」は、被害直後からの危機介入支援といったことを意味します。センターではこの直接支援が非常に重要だと考えています。センターで直接支援を実施できた事件について、高松さんにうかがいます。

**高松** 2002年3月、神戸市で発生した大学院生の殺人事件は、男性2人のうち1人はけがをして、1人は拉致されてリンチで亡くなったという事件です。この事件をテレビのニュースを見るたびに、私のときを思い出し「お母さん、大変やろうなあ」とずっと気にかけていました。

「ご遺族にお線香を上げたい」。支援とかじゃなく、一人の遺族としてご自宅に行きました。お母さんも気丈にわたしたちにあいさつし、「線香を上げてくれてありがとう」とも言われました。弟さんのお嫁さんか、妹さんと一緒に冷静に対応してもらったことが記憶にあります。

その後、何回か電話したり直接話に行ったりしました。「背中を搔<sup>か</sup>きたい」と言われて夜訪ねたり、「ご飯作りすぎたから」と夜に持って行って一緒に食事したりしているとき、ポツンとお母さんが言ったのは「何もしてないのに、なんで暴力団から殺されたんやろうなあ」ということでした。私は何も言葉が出なかった。「何か私がしてあげなければいけない」と思って、ひょうご被害者支援センターの理事会の席で、補佐から理事長や理事の先生方に一緒に行ったことを伝えてもらって「私も何かしてあげたい」「弁護士とか、臨床心理とか、裁判とかが始まるから一緒に考えよう」と言いました。

でも、お母さんは気丈だった。そのとき、私が言ったのは「息子の生きた証しは親が残さないといけない、だから、あなたが息子さんの生きた証しを残すため一緒に戦いましょう」と。初めてお母さんは涙を流しました。そして私のこともやっと認めてくれた。その後、理事長や垣添先生に「こういう事件があるのでもしよかったですら支援センターでしませんか」と相談に行き、垣添先生や中川弁護士と一緒に自宅に行き、いろんな話をしました。

まだお母さんは「支援センターは警察のバックではないか」という疑いももっていましたが、私が「民間団体だから、絶対に私たちはあなたのことを守ります」と言ったことで「わかりました」と。ご遺族のことは私に対応しました。もう一つ協力してもらったことは、お母さんの透析に関してです。透析した日などすごくしんどいときがあり、地元の神戸新聞明石総局の人に「この記事を全部スクラップしてあげてほしい。お母さんはゆっくり読みたいくても読まれへんから」と頼んだりしました。そして記事も見ながら、いろいろ話して信頼を深めました。それが私たちにとって、センターの初めての仕事になり、理事の先生方もすごく慎重に向き合ってくれたのを覚えています。

**家木** この事件ではご遺族の支援のため訴訟提起をする必要があったとお聞きをしています。井関先生におうかがいをしますが、この裁判はどういったもので、センターにとってどのような意味を持つ裁判だったのかをお話ください。

**井関** この事件は皆さんご承知と思いますが、大学院生が暴力団に殺された事件です。しかもその中で、警察官も出動していましたが、車の中に拉致されていたのを、解散命令というか解散させたときに拉致されているとも知らずに、そのまま連れ去られ、殺されたという事件です。だから、訴訟提起についてはわれわれセンターの弁護士は4人いましたが、国家賠償請求訴訟（国賠）ですから大変難しいのでセンターの若手弁護士に「誰か助っ人を呼んでこい」ということで、助っ人の若手弁護士を2人呼び、その3人が中心になってすごく勉強して起訴状を作り上げました。暴力団相手に訴訟を提起するし、警察の方は国賠になり、非常に難しい裁判ですけれども、最高裁まで行って勝訴しました。その中でセンターの内部でもやはり警察相手にそんな支援してもいいんだろうかという議論もありました。しかし、われわれ弁護士も走っておりまして、高松さんはもっと先頭を走っておられました。刑事裁判の傍聴のためにも、われわれセンターの人間は動きました。そういった「直接支援」をやったわけです。私たちがセンターを立ちあげて間なしのことです。センターは警察の支援を受けて設立しましたが、警察から独立した存在である、そして被害者に寄り添った支援をするんだという、そういった姿勢を示すことができたんじゃないかと思います。そういった意味で、センター設立後すぐにこの事件に直接支援をしたのは、センターにとって本当に財産になったと思っています。

**家木** お話をいただいた神戸市の大学院生殺害事件はセンター設立の直後という時期で、こういった事件を転機として、センターの活動が活発化して行くという流れになったかと思います。

この直近10年の支援センターの動きもおうかがいしたいと思います。10年目に10

周年のシンポジウムを開催して、それからまた10年がたち、今日を迎えることができました。この直近10年の歩みでは「よりそい」の取り組みが始まったことがあろうかと思っています。

**井関** 県の方から、性暴力被害の「よりそい」というのを立ち上げ、業務委託でやってほしいとの申し出があったんです。そのとき、センターの内部はいっぱいいっぱいの状況で電話相談も増えていました。直接支援も裁判傍聴もいろいろやっている状況下で、本当にセンターで対応できるのかと私自身は心配していたんですね。

事務局に聞いたんですよ。「こんなん言ってきてる。本当に君らができるんだろうか」と言ったら「やります、喜んでやります」と言うんですよ。「率先してやりたい」と言うんです。私もうちのセンターの中のパワーはすごいと思いました。「そうか、それならなんとかやろう」ということで、県の方と折衝して「よりそい」というものを運営することができました。性被害の相談は非常に多いんですが、電話相談も非常に増え、本当に充実した支援ができていると思います。支援センターの電話相談員とか、犯罪被害相談員とか本当に頭の下がる思いです。

**家木** では、現在の被害者支援センターを見て感じているところ、あるいは期待するところを聞きたいと思います。

**高松** まとめとして、当時のことをもう少し話したいと思います。電話相談員養成講座でご遺族の話を聞くとときもあります。1回目のとき、スピーカーのゲストとして、フロリダ大学のジョン・シェパードさん、スイッチ教授、元常盤大学の諸澤英道教授に来ていただきまして、それは本当にもう夢のような出来事でした。

そのおかげで本当に支援や被害者のあり方を学んだと思っています。ありがたかったなあと思いました。もう一つは、2004年1月27日、犯罪被害者の遺族という共通の立場で、傍聴支援などで貢献したとして「シチズン・オブ・ザ・イヤー」を受賞しました。そのときは私の名前でいただきましたが、センターや遺族、被害者に光が当たった日だったのではないかなと感じています。

そのあたりから被害者を取り巻く状況が変わってきました。法律がいろいろ整備されてきたのもそのへんから。本当に感謝しながら、いただいたものを糧に私はいまも活動しています。本当に20年間、私を役員として認めていただき、ありがとうございました。「六甲友の会」の活動はもう少し続けますので、皆さんにはセンターに協力していただくよう、よろしくお願いします。

**家木** ありがとうございます。高松さんの言葉で印象に残っているのは、ひょうご被害者支援センターの設立は早い方ではないけれど、土台がしっかりしているから活動内容については胸を張ることができる、ということです。NPOとして25番、公益社団で26番という順番はちょっと後ろぐらいだけれども、土台がしっかりしているんだと。

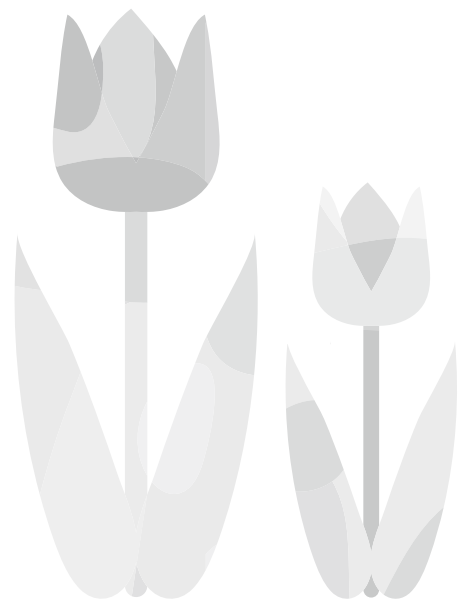
**垣添** 土台がしっかりしているというのは、私も評価させていただいているところです。被害者のご遺族の深い悲しみに、うちひしがれた心に手をさしのべ、そして寄り添う。そういったその活動を20年にわたって続けてこれ、大きな成果を上げておられます。感謝申し上げます。もう一つは、危機管理あるいは危機介入、危機応答など、被害直

後の支援。これがとても難しい。大変ですが、危機介入の直接支援についても、当センターは大きな成果を上げている。その発端になったのは、この設立の翌年の平成14年に起きた、暴力団によって殺された被害者のご遺族の支援から始まっています。こういう成果と教訓を当センターは抱えている。そういう意味も含め、20年間の支援センターの活動に敬意を表します。

**井関** 土師守さんも遺族として、センターに入っていました。いつだったかこんなことを言っておられました。「被害者遺族が入っておれば直接支援ということを実先に言うだろう。その重要性を言うだろう」と。そういう意味で「うちのセンターは当初から直接支援はできた。危機介入することができた。支援センターに遺族が入っていないセンターでは、それが4年ほど遅れているんですよ」と言われたことがあるんです。遺族の方に支援センターに入っていたのは本当に良かったと思います。

現在、本当に素晴らしい民間の支援団体になったと、全国的には25番目なんですけれども、誇りあるセンターになっていると思います。9回開催した、当初の設立準備委員会で月1回、侃侃諤諤<sup>かんかんがくがく</sup>の議論を2時間、3時間やりました。そういったものが生きているんじゃないかと思います。誇らしい民間支援団体と私は思っています。さらに、今の人材は申し分ないんですが、今後引き続いてやってくれる若い人の育成を大事にしたい。私もだいふ歳になっていますし、若い人をこれからどんどん引き上げてやってほしいと思っています。

**冢木** 20年を振り返るには、まだまだお時間をいただきたいところですが、これまでとさせていただきます。皆さま、ご清聴ありがとうございました。



## 20 周年記念シンポジウム

# パネルディスカッション 「これからの被害者支援とセンターの役割」

### パネリスト

立石 裕一

兵庫県県民生活部 生活安全課長

堀口 敏彦

兵庫県警察本部 警務課 被害者支援室長

小山 優

神戸新聞社 編集局次長兼報道部長 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

土師 守

犯罪被害者遺族 六甲友の会世話人 医師 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

本多 修

臨床心理士（兵庫県臨床心理士会）武庫川女子大学名誉教授  
公益社団法人ひょうご被害者支援センター副理事長

河瀬 真

弁護士（兵庫県弁護士会）公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

遠藤 えりな

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター事務局長 犯罪被害相談員

### コーディネーター

富永 良喜

公認心理師 臨床心理士（兵庫県臨床心理士会）  
公益社団法人 ひょうご被害者支援センター理事

小寺 麻紀

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 犯罪被害相談員





**小寺** 「これからの被害者支援とセンターの役割」というテーマでパネルディスカッションを始めます。

**富永** 当センターは土師さんと高松さんの力で、ここまで来ることができました。土師さんから「これからの支援」について発題いただき、パネリストにそれぞれの立場からご意見をいただきたいと思います。

土師さんとのご縁は1997年当時、神戸市須磨区の、近隣の小学校でスクールカウンセラーの緊急支援ということで配置され活動していましたが、被害者、ご遺族、当事者に何もできなかった。残念な思いが残っていたとき、2001年の設立準備委員会委員に声をかけていただき、今日に至っています。約10年間、毎月、「六甲友の会」という犯罪被害者遺族の会、羽下先生を中心にサポートされてきた会の、「おもかげ」も編集させていただきました。では、土師さんからお願いします。

**土師** 現在、当センターの主な活動内容として、設立当初から行っている一般の犯罪被害者への支援。それから最近では、性犯罪や性暴力被害への支援など「よりそい」の業務を加えた電話相談、弁護士による法律相談及び心理士による心理相談の面接相談、直接支援としては、裁判所や検察庁への付き添い、弁護士との面会、警察や行政窓口に加え、医療機関等の付き添い、さらに裁判の代理傍聴などがあります。研修・広報活動も行っていて、中学校や高校における「命の授業」もその一つです。これらの事業は今後もさらに充実させていく必要があると思います。

さらに被害者支援として今後必要になっていくもの。一つ目として、事件発生直後の支援は非常に重要な位置を占めるものだと思います。衣食住も含めた生活支援や、マスコミ等からの二次被害からの保護は事件発生後早期からの必要な支援と考えます。また、告別式は非常に悲しいものですが、特に犯罪被害者遺族にとっては非常につらいものになります。その状況を考慮して支援することは、被害者遺族の厳しい心理面を支えることになり、非常に重要なことだと思います。被害直後からの情報提供は従来から行われていますが、さらなる充実が必要で、さまざまな手続きへの支援も重要だと考えます。これからの事件の大まかな傾向を知るということも、被害者遺族にとっては重要なことです。

裁判では、刑事裁判については付き添いや代理傍聴の支援を行っていますが、民事訴訟を考慮する場合、精通した弁護士の支援がたいへん必要になります。犯罪被害者遺族の裁判に対する思いは通常の裁判とは異なります。その心情を理解して、これに沿った支援を行うということは重要です。

二つ目として、被害を受けた少年及び兄弟姉妹に対する支援が非常に重要なテーマと考えます。一般的に支援としていわれるのが「メンタルサポート」ですが、誰が行うかが非常に重要で、心理士や精神科医であれば誰でもいいわけではありません。スクールカウンセラーだからできるということではなく、専門的な技術が必要と考えています。被害を受けた少年に対応する専門家の養成が最重要課題の一つと考えています。少年の場合、教育のサポートも重要なテーマです。事件により学校に行くことができなくなった少年は、教育を受ける権利を侵害されている状態です。基本計画で



もほとんど触れられていないテーマですが、現実的な対応を考えていく必要があると思っています。

三つ目に必要と思われる支援ですが、被害者支援活動の一環として、被害者の権利獲得のための活動についても協力していただければと思います。権利の獲得は、さらなる有効な支援につながります。特に地方公共団体での被害者支援条例の制定に対する協力は、条例が制定された場合には当センターが支援を行う上で非常に有用と考えます。経済保障の問題の改善や被害者庁の設立に関わる活動への協力は、これらができた場合は被害者支援の大きな改善につながりますので、活動にもぜひとも協力してほしいと思っています。兵庫県の担当者や県警支援室の方には、これからの被害者支援について必要と思われることに対し、それぞれが果たすべき役割と支援センターに対してどのようなことを望むかをお話していただければと思います。

いろいろな支援を行っていくため体制を整えることが非常に重要です。素晴らしい理念があっても、それを実行するための体制が不十分だと事業を継続することは困難になります。

人の問題は非常に重要で、支援に必要な人を養成するには、まず支援の気持ちを持った人が必要ですが、よい人たちを養成し、能力を上げるためには時間と費用が必要です。定期的な研修は能力の維持や発展のためなくてはならない。これらの人材養成のためには費用も必要で、財務を含めた体制強化は重要な課題であると考えています。

被害直後の支援、被害を受けた子どもおよびその兄弟姉妹への支援、被害者等の権利獲得のための協力、組織体制の構築の四点が重要かと思います。

**河瀬** 「被害直後の支援」を発題で上げられました。第二部での高松さんのお話にもあった通りで、被害者の方、ご遺族の方々の、被害直後の混乱は非常に大きなものがあります。事件の衝撃だけでもものすごいところに、大きな事件であれば次から次へとマスコミが押し寄せてきます。それほど大きな事件ではなくても、事件によっては、弁護士が割と早い段階から「示談交渉してくれ」と何度も連絡してくるとか、捜査上の必要から警察の方や検察の方々から連絡があって、その都度ビクッとするし、どう対応していいかわからない。「何とかしないとイケない」という気持ちに反して、混乱状態で何も耳に入らないという状況をお見受けします。

われわれ弁護士が当センターからつないでいただき、支援に入らせていただいて、まずやろうと思うことは、マスコミ対応が必要な場合は、代理人として、マスコミの窓口を務める。警察の連絡もしんどいという方々には、警察の窓口もわれわれがいったん務めますから、「われわれにとりあえず取り調べの事情聴取等の必要があったら、まず言ってください」と言う。あるいは加害者側の弁護士との交渉にもわれわれが窓口になるということで、一応、被害者の方の、ご遺族の方の盾になることができる。盾になることで、しばらくちょっと安心をしてもらうことができる。その安心感っていうのは非常に大事だと思います。

事件のことだけでなく、生活上の問題もあれば、経済上の問題も出てくる。その一つ

一つを解決しなければならない。あれこれ考えないといけないことが多すぎるので、とりあえず弁護士にできることは「われわれがいったん盾になりましょう」ということです。

それから今後はどうなっていくのか。司法手続きは、どう進んでいくのか。特に逮捕された事件であれば、取り調べがどう進んでいて、どういう形で起訴されていくのか、あるいは起訴されない可能性もあるのか。まだ被害届や告訴をしていないような事件の場合は、被害届を出すことによって、どういう影響が出てくるか。そういうことを一応お示しして「民事裁判ではどういうことができて、どういうことを、いつごろから始めましょうか」ということも割と早い段階から提示し、大体の展望を持って「地図」を持ってもらうこと、そういうことが非常に大事だと思うんですね。「地図」を持つことで、少し立ち止まって考えることができると思います。

先ほどの高松さんの話、神戸市の大学院生の事件でご遺族の方が「何とかしないといけないという気持ち強いけれど、どうしていいかわからない」。逆に怖くなって「もう何もしたくない」という形で拒絶してしまう。その場合、「少しゆっくり考えましょう」と働きかけ、心に余裕をもってもらう。刑事裁判に対しても主体的に関わる。自分のところに降りかかってくるメニューをそのままベルトコンベヤーに乗せられたかのようにこなすのではなく、自分で背負うんだという気持ちが持てることが非常に大事だと思います。そういう意味で、被害直後からお手伝いさせていただけることが非常に大事だし、主体的に関わっていけることで刑事裁判も変わるかもしれない。その後に控えている民事裁判での加害者の対応も随分変わる可能性がありますので、それを実現していくため、早期の段階から安心感と余裕を持って、しっかり事件と向き合える。そういう環境づくりが大事なんじゃないかな、と。

そういう意味で、われわれの立場からすると、センターの方も一緒にさせていただき、できるだけ早期につないでいただけたらと思います。そのためには情報提供が適切になされているのか、あるいは役所の窓口に行けばちゃんとつながるような体制ができているかが非常に大事なことになると思います。

**本多** 設立準備委員会からずっと関わっています。今、「河瀬先生は被害者に寄り添ってこられた弁護士さんなんだなあ、被害者の心情をよくよくわかってもらえる弁護士さんだなあ」と感心しました。

心理士はもちろん被害者の心理がわからないといけないのですが、私たちは、誰もが犯罪の被害に遭う被害者になり得るんだという前提で被害者の心理を考えないといけないと思っています。被害に遭えば必ず傷つきます。体の傷は目に見えて治りますが、心の傷は見えません。「目に見えない心の傷」をトラウマと言います。トラウマというのは、その自分に起こった事件や出来事を思い出すと、心がワーンとざわついてしまう。怒りや悲しみや苦しみや、もういろんなことが起こってきて、それに対処できなくなってしまうのが「トラウマ記憶」だと思います。もしそのトラウマに対応できるカウンセリングをすることができれば、トラウマ記憶を「単なる記憶」にできる。過去にそういうことがあったけれども、今は違う。過去は変えられないけれども、未来は変えることができる。過去に起こった出来事によって、現在自分が生きている価値がないと思ってしまったり、生きる意味が

ないと思ってしまったりすることを、カウンセリングによって改善できる。トラウマ記憶を単なる記憶にする。そこを目指すのが、心理のカウンセリングだと思っています。

現在のセンターの臨床心理士は非常勤で、「事件が起こったから被害者のところに即行ってください」とはならない。非常勤であるがゆえに、生活を保証される給与ももらえない、何回カウンセリングをさせていただいたかによって報酬がもらえるだけで、心理のカウンセラーの立場は経済的にとても弱い。心理のカウンセリングがとても意味を持っていると思われるのに、心理職が十分いないという問題があります。今後、常勤の心理職が配置されるように、われわれも努力し、行政の方にもお願いしたいと思います。

それと当センターは、多くのボランティアによって成り立っています。ボランティアの電話相談員、ボランティアの直接支援員が、本当に役立つ支援ができるように、われわれ心理職がいろいろサポートする必要があると思います。電話相談員を募集し手を挙げていただいた方に、電話相談員の養成講座を行う。電話相談員になられた方にスーパービジョンをしていく。そういうボランティアの方が「自分はあの被害者の支援が少しでもできて、役に立っているかもしれない。ここに自分の生きがいを感じられる」という、被害者の方々を支えるつもりが、ボランティアである自分の生きがいになっている。ここはぜひ常勤の心理職を採用していただければと思います。

**富永** 事件発生直後の支援では、やはり警察が当センターとの連携を求められています。

**堀口** 警察は、発生直後から被害の届出の受理、被疑者の検挙、再被害の防止などを通じ、被害者の方と密接に関わって被害者の方の負担軽減と被害者の方の保護を役割として担っていると思います。そのため発生直後から被害者支援の担当者が被害者の方に対し、警察で行っている支援制度や各種相談の窓口のご案内、刑事手続の流れなどの説明も行っています。こういった最初の段階で特に重要だと思うのは、ひょうご被害者センターを被害者の方にご案内していち早くセンターと被害者の方をつなぐことではないかと思っています。

先ほど情報提供の話がありましたが、被害者の方の同意を得た上ですが、センターに被害者の方の住所や名前、被害の概要などを情報提供する。捜査上の秘密はありますが、被害者の負担軽減のためできるだけ早い段階で必要な情報をセンターに提供させていただきたい、これからも密接な連携を図りたいと思っています。

マスコミ対策では、県警としてもマスコミの過剰報道などに対し、ご自宅近くを警戒したり、告別式でも施設の管理者などと連携して対応しているところ です。

センターにもう一つお願いしたいこと。被害者の中には事件発生直後は動揺して「自分では何をしたいのか分からない」という方もいます。その場合、そばに寄り添って話を聞いたり、要望を聞いたり、今後の対応を一緒に考えたり、一緒に行動したりということも必要な場合があると思っています。直接支援の中でも日常生活支援はその幅も広くて、困難な面もあると思いますが、センターには今後も日常生活支援を含めた柔軟な支援を行っていただきたいと思います。

**富永** 県は被害者支援について、どうお考えですか。

**立石** 事件発生直後の支援ですが、マスコミ等からの二次被害や刑事手続に関する進捗状況の情報提供については、今制定を目指している条例の中にしっかりと書こうと考えています。また直後でも被害者ごとに異なる事情があり、それぞれに応じた支援が必要だと思います。行政だけの支援だけではなくて、例えば、家事とか配食とか日常生活の支援を行う。民間サービスを案内することなども必要になってくるのかなと、個人的には思います。

県の場合、できる支援メニューが限られているとも思いますが、総合的な相談窓口を設置することも今回の条例で規定させていただこうと考えています。ワンストップの相談窓口というよりも、支援全体をトータルコーディネートする機能を有するものを想定し、これからの予算要求などの中で議論していきます。

「どういう支援が必要か」ということについては、隠れたニーズを把握し、くみ取って、つないでいければ、よりよいサービスが今後できていくのかな、いい支援ができるのかなと思っています。

**富永** メディアの力は大きなものがあります。メディアの立場からご意見を。

**小山** 登壇者の中で私だけがいわゆる加害者側になり得る。土師さんの事件のときも、私自身、取材チームに入っていました。心苦しい思いを持ちつつ、現在、当センターの理事を務めさせていただいています。

マスコミの事件事故取材はいつ始まるかわからない状態で、第一報が入った瞬間から、われわれやデスクは取材体制をいかに早くつくり出すかということに没頭してしまいます。他のメディアに遅れを取らないかという心理が働き、現場取材が行き過ぎてしまうことがこれまで多々ありました。残念なことです。

日本新聞協会としても、2001年、編集委員会の見解を出して、集団での取材などについて順守事項を決めたり、2020年6月には各社の申し合わせを出し、現場レベルと協議してメディアスクラムの発生を防ぐ万全の措置を取ろうとしています。何度も結局メディアスクラムを起こしてしまっている反省から、このような措置をとっているわけです。さまざまな事件から、メディア側も少しずつではあるけれども対応を考え、例えば、兵庫県でも編集部会という集まりがあって、神戸新聞社では報道部長の私、あとは各新聞社の神戸の総局・支局長など、兵庫県内の編集の責任者が入っています。そして、個々の取材を控えて代表取材させていただこうとか、神戸新聞社だと2022年春にあった知床の遊覧船の沈没事故では、ご遺族の確認を取った上で、報道をするかしないかを決めるとか取材方法を見直してきました。これまではご遺族の意向がなかなか報道に反映しにくい、接点を取りにくいなど、いろいろな状況がありましたが、ご遺族の確認を取ってから報道するように切り替え、場合によっては報道を見送る判断もするようになってきました。2019年の京都アニメーション放火事件などが契機にはなったかと思います。

課題は、やはりそういう発議をいかに迅速にできるのか。二次被害を最小限に食い止めるという発想から、さらにもう一歩進んで被害を未然に防ぐという発想に切り替えて

いく。そうしないとご遺族だけではなくて、社会にも受け入れられない報道になってしまう。われわれは事件報道しているのに、その社会が受け入れていただけないというのは、やっている意味は全くなくなってきます。その辺りも踏まえて体制をつくっていくべきだろうな、と。自由な取材というのが各社必要ですので、そことの兼ね合いをどうするかということもあります。社内教育では各種事件事故マニュアルに新聞協会の見解も必ず掲載し、徹底を図っています。さらに、今後の被害者報道をどうするか考え、司法担当記者が「六甲友の会」の皆さまと定期的に意見交換させていただいており、貴重な記者教育の場となっています。

ひょうご被害者支援センターは被害者とメディアをつなぐ存在としても期待され、神戸新聞社では、報道部長がセンターの活動にかかわっているわけです。事件事故で社会の耳目を集めるような報道が始まった際には、センターと早期に連携し情報交換しながら、メディアスクラム、過熱報道・取材が起こらないように取り組んでいくべきでしょうし、もしかしたら社内的には報道する責任者と少し距離を置いた、メディアスクラムを監視するような立場の者をセンターの理事に置くことも、今後検討しなければならないのかなと思っています。

**富永** 「加害者になり得る」と言われました。臨床心理士も「なり得る」ことを肝に銘じて、土師さんや高松さんにいろいろ教えてもらいながら歩んできていると思っています。では、当センターの遠藤事務局長から。

**遠藤** 当センターの支援について、事件発生直後は家事ができなかったり、おうちで食べたりすることも何もできなくなってしまう、あるいは介護のこと、お子さんのことなど、本当に生活が止まってしまう状況になります。しかし、私たちが出向いてご飯を作るなどにはできない状況です。反対に全く知らない第三者が、いきなりその家に入っていけるかという問題もあって、かえって被害者の方のご負担を増やすこともあるのかなとも思います。

事件発生直後に当センターが動くのは、殺人事件のように、マスコミが集中してご遺族が大変困っておられる場合、まず警察の方から当センターに対し、本当に早い段階で情報提供されることがあり、葬儀場に駆けつけたり、入院中の病院に駆けつけたりできます。センターの理事に弁護士がいるので、弁護士と相談員が、警察の方とも一緒に行かせていただくのが現状です。相談員はこれから先長く続くであろう最初の一步としてご挨拶ができればと思っています。被害者の方がどこまで私たちを認識していただけるか分からない状況でも、「またお電話をしていいですか」というところを了解いただければ、また連絡してお困りのことをうかがえるのかなと思っています。

話をうかがう機会をたびたびつくり、少しずつセンターのこともご理解いただきながら、行政のいろいろな制度サービスにつなぐ、あるいは警察の方につなぐ、あるいは弁護士の先生に「こういうことで困っている」ということを伝える。事件発生直後からの支援という意味で、わずかなことですけれども、そういうことができるのかなと思っています。

生活支援で私たちが直接動くことはなかなかできませんが、今、民間や公的支援も含め、さまざまなサービス制度があり、条例もできています。そのような制度に私たちがおつなぎすることが大事かなと思っています。事件発生直後、被害者の方が自らアクセ

スするのは難しいですし、どんな支援があるのかもわかりませんから。

さらに、報道されないことが多い性犯罪の被害者の場合には、その被害すら知ることができない状況です。唯一警察が状況把握するわけですから、当センターと警察の方の連携が本当に大事なと思っています。最初に私たちが被害者の方に接し、その先のスムーズな支援をつなげていくことが求められていると思っています。

**富永** とりわけ子どもが被害に遭ったとき、他の子どもさんへの支援やご家族への支援についてご意見をお聞かせください。

**河瀬** 土師さんの発題の通りで、被害を受けた少年は学校に行けなくなるケースがとて多く、教育を受ける権利を侵害されています。学校の現場に犯罪被害を受けた人の心理もきっちり分かるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置され、機能するのが大前提だと思います。それができていないというのが実感です。兄弟姉妹も同じで、連鎖的にショックを受けて、やはり登校できないことが多い。例えば、お姉さんの通った中学校にその妹さんが通うことになるわけで、小中の連携も要るし、地域的な支援体制の構築も必要ですが、まだできていないところもあると思います。私立の学校に通っていた場合はどうなるのかなど、解決すべき問題は多いのかなと感じています。

さらに、被害を受けた子どもが在籍している学校の他の児童生徒の受け止め方が問題になるケースがあります。プライバシーの問題があっても公にできなくても、他の児童生徒はうすうす勘付き、まず、学校の先生に「あの子はどうしたの」と聞くわけですが、そのとき、先生はどう対応するか。先生方からは「どう対応していいか、自信がない」という声を聞きますね。「ご遺族や被害者の方の意見を尊重します」とは言ってくれますが、逆にご遺族や被害者が責任をかぶるみたいになったりする。やはり学校の先生に対して適切なサポートや対応の仕方についての研修が必要ではないかと思っています。さまざまな事件を通じ、そう思うことがあり、当センターの経験のあるボランティアの人たちが役に立つのではと思っています。

**富永** 「よりそい」の体制が整ってから性被害の相談が増えていますね。

**遠藤** 「よりそい」の電話相談が始まって、本当にたくさん10代、小学低学年も含めた被害相談の電話が入るようになっていきます。家庭内の被害もあるし、学校内での子ども同士のこともあるし、見知らぬ大人からの被害もあります。低年齢の子ども本人からではなくて、その子どもたちから相談を受けた学校の先生や親、支援している行政の窓口の方などから電話がかかるケースが多くあります。

その中でも学校の先生方は性被害を受けられた子どもさんに対し、学校としてどうしたらいいのか、大変迷っている。そこで「よりそい」としても、学校の先生に対する研修を富永コーディネーターが中心となって企画し、少しずつ展開しています。本人や兄弟姉妹、親御さんへの心理面のサポートも行いますが、教育面でのサポートは学校に頑張っていただかないといけない。最初に被害申告するのも学校の現場が多く、先生方に頑張っていたきたい。そのため当センターが先生方のための研修会を企画しているところです。

**本多** 家族の誰かが被害を受けて、その家族の中にいる子どもがどんな心理状況になっているか。大人でも事件が起こって被害に遭うと、普段感じている安全感や安心感が失われるわけですね。子どもが学校に行けなくなるというのは、当然の反応だと思います。急に安心感を失った子どもを誰が支えるのか。一番は家族だと思いますが、家族も安心感を失った状態になっていると、近所、そして学校が支えないといけません。私たちはそういう危機に遭ったときに、お互いがどう支え合い、助け合えばいいのか、日ごろの心構えがなかなかできていません。現在、われわれは出張で「命の授業」をさせていただいています。そういうつながりからでも、学校の先生と当センターが連携し、お互いに子どものために勉強することが大事だと思います。

当センターの設備の問題では現在、面接室が一つしかない。同じ時間帯に一組の被害者の方としか初回面接や心理面接ができないということです。その時にお子さんを連れて来られても、お子さんに安心して待ってもらう場所もない。センター自体が、お子さんが安心できる場所に思えなかったらまずい。子どもが安心して待てる場所や、面接室を二つ以上作りたいと思っています。

**富永** 遠藤さんから紹介があったのは、中学3年生が中学1年生に性被害を加えた事案などをテーマにした紙芝居で、教育現場での研修で使えないかと考え、兵庫県臨床心理士会の研修会で披露しました。事案が起きたとき、速やかに対応するには平時の取り組みが大事になります。性暴力防止も含めた「命の授業」が必要と思っています。

**立石** 県が制定しようとしている条例では「犯罪等に起因し、被害者等となった児童生徒等が教育を受けることを妨げられないように必要な政策を行う」といった、他府県では例がない条文を置こうとしています。

特に義務教育の場で教育の機会が確保できるよう、所管する各市町の教育委員会に対し、精神的回復期間において、タブレットを活用した授業の配信や家庭でできる課題の提示など、いっそう学習支援するよう働きかけています。これでは不十分ではないかというご意見もありますが、一人一人に寄り添って、その時々ニーズに応じて対応したいと考えています。

**小山** 子どもの支援は心苦しいテーマですが、土師さんの事件のときも、あの附属池田小の事件のときも、事件現場が学校になった場合、非常に多くの被害が出てきますし、メディアも集中することがあります。いろんな機会で土師さんの当時のお話を聞かせていただくことがあって、ご兄弟がなかなか授業を受けられなかったことをお聞きして、そこまで思いが至らなかったなと思ったことがありました。われわれメディア側も、犯罪被害者の方々が元の生活に戻るのとは基本的人権の一つと認識し、取材を通して学校に通う子どもたちに被害が出ていると受け止めるべきだと思います。学ぶ権利を奪うのは許されません。オンラインを通じた自宅での授業で親御さんが仕事を休まなければならないときなどの支援メニューを早期につくっておくことが必要ではと感じました。

**堀口** 警察では保護者向けの、お子さまが被害に遭った際の手引なども作成し、刑事手続の流れなどをご説明する際に合わせてお渡しするようにしています。それと被害に

遭われたお子さまは もちろん、保護者の方や被害者のお子さんの兄弟姉妹についても、被害者支援室に配置している被害者支援カウンセラーがカウンセリングなどを行っています。今後も、そういった内容の支援を行っていきたいと思っています。

**土師** 皆さんからいろいろな話をお聞きできました。まず、弁護士の方による早期介入は非常に重要だと思っています。私自身は事件当時、弁護士の方が被害者に付くことがすぐには分からず、井関先生に代理人になっていただいてから気持ち的にも楽になって落ち着いてきたと思っています。

また、事件発生直後から心理の先生方に関与していただいております。今後のメンタルサポートも、そのように進めていただけたらと思っています。子どものことに関して、学校現場でのスクールカウンセラーの重要性がもっと増してほしいと思いました。スクールカウンセラーの方々が先生方のスキルアップに時間を割いてもらえると、先生方が児童生徒の相談にも乗れるんじゃないかと。教育を受ける権利の確保は、タブレットの活用にしても オンタイムで授業を受けることができない人もいますので、録画の視聴も可能にするとか、とりあえず何かやってほしいと思っています。やれることはまだまだまだあるのかなと思いますので、皆さんに協力いただき、さらに支援を進めていければと考えています。よろしくお願いします。

**富永** スクールカウンセラーのことに触れていただきました。スクールカウンセラーは現在、週1日6時間の勤務と限られており、今後、「心のケア」のためどう拡充するのがいいか、皆さんのお力をお借りしたいなと思っています。各分野からの貴重な発言に感謝申し上げます。

当センターは発足から20年になりました。人間でいえば、これから壮年期に入り、真価が問われる時です。今後とも皆さま方のご支援を賜りますことを お願い申し上げます。どうもありがとうございました。





## シンポジウム参加者の皆様よりいただいたお言葉

### ◎鼎談

● 20年間の歩み、苦難、現状等、大変分かりやすくご説明いただき感謝いたします。

● 設立準備委員会でのやりとり、言葉で激論が度重なって声を荒立てることもありましたが、この激論があったからこそ土台がしっかりしたセンター設立につながったと改めて思いました。

● センターが出来るまでの経緯や支援の立ち上げのご苦勞を聞くことができ、それが今日のセンターを作り上げているのだと感じた。

● 「支援」は受ける側のニーズに合っていなければ成立せず、合わないとかえって二次被害になります。被害者を理事に加えるなどしてニーズに留意された経緯がとても的確だと思い感銘しました。

● 将来（未来）を考えるうえで過去（歴史）を知ることは重要だと思います。

多くの方々の涙があり現在があることを改めて痛感しました。大切なご意見だったと思います。

● 被害者に寄り添った支援の道のりに大変感動いたしました。

## ◎パネルディスカッション

●「子どもの支援について」が新鮮でした。子どもの相談先は担任の先生。しかし先生方の理解がないといけない。このあたりの考えは全然思いつきませんでした。

●各ジャンルの方々から密度の濃い内容のディスカッションでした。ひょうご被害者支援センターの層の厚さに驚きました。

●被害者支援に必要な様々な観点があると思いますがセンターの活動にこれらの分野の方々が携わり、それぞれにできることを実行し、何が足りないか考え続けていることがよくわかる内容でした。理事の方々が、それぞれの分野の方が入っておられることが被害者ご遺族の支援に役立っているのではと思いました。

●教育関係者との連携強化が必要。

●被害者のご家族、弁護士先生、警察他の面からの意見を聞かせていただく大変貴重な時間でありました。今後、広報活動にも力を入れられ理解者・支援者を増やすことが大事だと思いました。

●未だに一般人の認知度は低いと思われる。民間人として引き続き広報していくとともに法人賛助金の継続など引き続き支援を行いたいと思いました。

●被害に遭われた方や関係者は支援センターのことを知っていますが、その他の人達にはまだまだ認知は少ないと思います。今日の話を聞き、全ての人が他人のことを思いやれるようにして行けたらと思います。色々な人に今日の話をしたいと思います。



## 感謝



尼崎信用金庫

尼信かなめ会

一般財団法人尼信地域振興財団

株式会社伊藤テック

うはら工場防犯協会

川崎重工業株式会社

近畿工業株式会社

一般財団法人敬愛まちづくり財団

株式会社神戸製鋼所

シスメックス株式会社

株式会社親和福祉会

日東物流株式会社



株式会社延田エンタープライズ

株式会社服部

バンドー化学株式会社

一般財団法人兵庫県警察協会

兵庫県警察信用組合

兵庫県弁護士会

兵庫県遊技業協同組合

兵庫県臨床心理士会

兵庫トヨタ自動車株式会社

兵遊協福祉基金

マルナガロジスティクス株式会社

UCCホールディングス株式会社

長年にわたりセンターの活動に多大な貢献をされた団体様に  
ひょうご被害者支援センター 20 周年を機に感謝状を贈呈いたしました。



## | ひょうご被害者支援センター20年の歩み |

- 2001年 平成13年 5月 …………… 第1回設立準備委員会開催
- 2002年 平成14年 1月 …………… 設立総会・設立記念シンポジウム開催「被害者支援で私たちにできること」  
任意団体「ひょうご被害者支援センター」設立
- 2002年 平成14年 1月 …………… 第1期電話相談員養成講座開催(全14回)
- 2002年 平成14年 4月 …………… 事業開始  
六甲友の会(自助グループ)立ち上げ
- 2002年 平成14年 4月 …………… 電話相談開始 (週2日)
- 2002年 平成14年 6月 …………… 面接相談開始
- 2002年 平成14年 6月 …………… NPO法人「ひょうご被害者支援センター」設立
- 2004年 平成16年 6月 …………… 犯罪被害者遺族の手記「おもかげ」発行
- 2004年 平成16年 12月 …………… **犯罪被害者等基本法成立**
- 2007年 平成19年 5月 …………… 日本精神神経学会「精神医療奨励賞」受賞
- 2007年 平成19年 6月 …………… **改正刑事訴訟法公布**  
(被害者参加制度・損害賠償命令制度)
- 2008年 平成20年 4月 …………… 電話相談日 週4日へ
- 2008年 平成20年 6月 …………… **改正少年法成立**
- 2009年 平成21年 9月 …………… 犯罪被害者等早期援助団体指定
- 2009年 平成21年 12月 …………… 社会貢献型自動販売機 初の設置
- 2010年 平成22年 1月 …………… 「命の大切さを学ぶ授業」を開始
- 2010年 平成22年 10月 …………… 「デジタル紙芝居」完成
- 2011年 平成23年 6月 …………… 兵庫県警察本部警務部長「感謝状」拝授
- 2012年 平成24年 8月 …………… 手記集「みんなの思い届けて」発行
- 2012年 平成24年 10月 …………… 兵庫県警察本部長「感謝状」拝授

---

2012年 平成24年11月 ..... 10周年記念誌発行

2013年 平成25年 6月 ..... 「渉外広報部」を新設

2013年 平成25年 6月 ..... 三木市と犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結

2013年 平成25年 9月 ..... 「ホンデリング」開始

2013年 平成25年 9月 ..... 神戸市長「市民福祉奨励賞」受賞

2014年 平成26年 4月 ..... 公益社団法人ひょうご被害者支援センターとして活動開始

2015年 平成27年 2月 ..... 兵庫県知事「ひょうご地域安全まちづくり活動賞」受賞

2015年 平成27年 6月 ..... 「ワンクリック募金」開始

2016年 平成28年 9月 ..... 警察庁長官 NPO法人全国被害者支援ネットワーク(連名)「表彰状」拝授

2017年 平成29年 4月 ..... 「ひょうご性被害ケアセンターよりそい」兵庫県より業務委託を受ける

2017年 平成29年 5月 ..... 手記集「みんなの思い届けて～交通犯罪被害者の声～」発行

2017年 平成29年 5月 ..... 現住所へ移転

2019年 令和 元年10月 ..... 「金券de支援プロジェクト」開始

2020年 令和 2 年 4月 ..... 兵庫県ふるさと納税(犯罪被害者支援プロジェクト)募集開始

2021年 令和 3 年10月 ..... 「ひょうご性被害ケアセンターよりそい」24時間体制へ

2021年 令和 3 年11月 ..... 社会貢献型自動販売機100台達成

2021年 令和 3 年12月 ..... 兵庫県知事、兵庫県警察本部長 顧問就任

2022年 令和 4 年 3月 ..... 兵庫県へ「犯罪被害者支援特化条例」の制定を要望

2022年 令和 4 年 4月 ..... **兵庫県内41市町すべてに被害者支援条例制定**

2022年 令和 4 年10月18日 ..... 兵庫県警察本部長「感謝状」拝授

2022年 令和 4 年11月10日 ..... 兵庫県知事「兵庫県社会賞」受賞

2022年 令和 4 年11月22日 ..... 一般財団法人地域政策研究会「貝原俊民美しい兵庫づくり賞」受賞

2022年 令和 4 年11月27日 ..... 20周年記念シンポジウム開催





平成 14 年 1 月 12 日  
設立総会



平成 14 年 6 月 12 日  
NPO法人設立



六甲友の会パネル展示



平成 16 年 6 月  
犯罪被害者遺族の手記  
「おもかげ」 六甲友の会発行



平成 22 年 1 月  
命の大切さを学ぶ授業開始  
遺族の講演



平成 22 年 10 月  
命の大切さを学ぶ授業  
「デジタル紙芝居」 完成



平成 24 年 8 月  
手記集  
「みんなの想い届けて」 発行



平成 24 年 11 月  
10 周年記念誌発行



平成 26 年 4 月  
公益社団法人 ひょうご被害者支援  
センターとして活動開始



平成 29 年 4 月  
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」  
兵庫県より業務委託を受ける



平成 29 年 5 月  
手記集  
「みんなの想い届けて」  
～交通犯罪被害者の声～ 発行



令和4年 11 月  
20 周年記念シンポジウム開催

## 受賞・表彰歴



平成 19 年 5 月  
日本精神神経学会  
「精神医療奨励賞」受賞



平成 23 年 6 月  
兵庫県警察本部警務部長  
「感謝状」拝受



平成 24 年 10 月  
兵庫県警察本部本部長  
「感謝状」拝受



平成 25 年 9 月  
神戸市長  
「市民福祉奨励賞」受賞



平成 27 年 2 月  
兵庫県知事  
「ひょうご地域安全まちづくり活動賞」  
受賞



平成 28 年 9 月  
警察庁長官 NPO 法人  
全国被害者支援ネットワーク（連名）  
「表彰状」拝受



令和 4 年 10 月  
兵庫県警察本部長  
「感謝状」拝受



令和 4 年 11 月  
兵庫県知事  
「兵庫県社会賞」受賞



令和 4 年 11 月  
一般財団法人地域政策研究会  
「貝原俊民美しい兵庫づくり賞」受賞



## シンポジウム一覧表

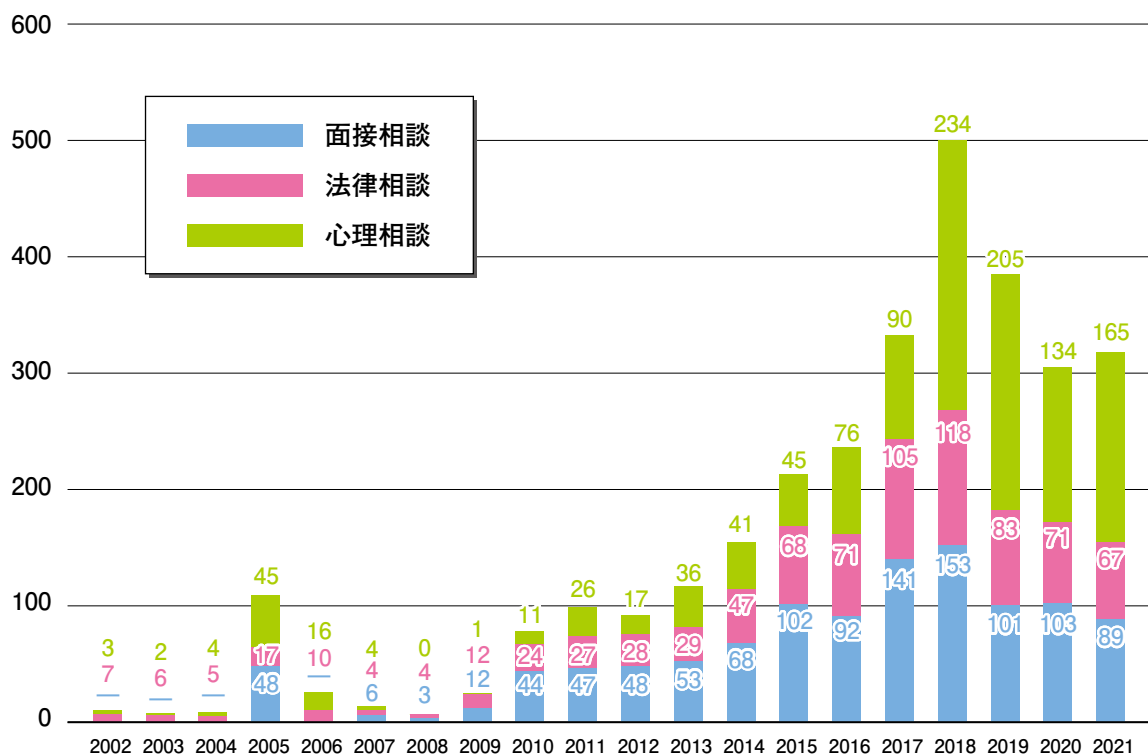
| 年 度                | 日 時     | テ ー マ                                              | 基調講演講師 |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------|--------|
| 平成15年度<br>(2003年度) | 6月 7 日  | 被害者支援<br>～いま、必要なこと～                                | 岡本 真寿美 |
| 平成16年度<br>(2004年度) | 6月 5 日  | 犯罪被害者支援<br>～民間に求められるもの～                            | 国松 孝次  |
|                    | 9月19日   | 犯罪被害者の日シンポジウム                                      |        |
| 平成17年度<br>(2005年度) | 6月11日   | 「犯罪被害者等基本法」の制定に期待するもの<br>～被害者支援の新たなスタート～           | 泉 房穂   |
|                    | 10月23日  | 犯罪被害者の日シンポジウム                                      |        |
| 平成18年度<br>(2006年度) | 6月18日   | 犯罪被害者等基本計画について学ぼう                                  | 高橋 正人  |
|                    | 11月19日  | 犯罪被害者の日シンポジウム<br>～ある日、突然あなたが被害者になったとしたら～           |        |
| 平成19年度<br>(2007年度) | 6月30日   | 被害者支援のこれから<br>～ニーズによりそう直接支援～                       | 白井 孝一  |
|                    | 11月11日  | 犯罪被害者の日シンポジウム<br>～被害者になって～私が伝えたいこと～                |        |
| 平成20年度<br>(2008年度) | 6月 7 日  | 被害者に裁判の扉が開かれた<br>～被害者参加制度について～                     | 垣添 誠雄  |
|                    | 11月 9 日 | 犯罪被害者の日シンポジウム<br>少年法改正を受けて「少年事件を考える」<br>～被害者の視点から～ |        |
| 平成21年度<br>(2009年度) | 5月31日   | 被害者参加制度について考える<br>～被害者の視点から参加制度を検証する～              | 門田 隆将  |
|                    | 11月29日  | 犯罪被害者の日シンポジウム<br>これからの被害者支援を考える<br>～初心忘れる新たなスタート～  |        |
| 平成22年度<br>(2010年度) | 11月27日  | 犯罪被害者週間<br>～国民のつどい 兵庫県大会～                          | 伊藤 裕美  |
| 平成23年度<br>(2011年度) | 11月19日  | 犯罪被害者が受ける社会からの二次被害<br>～風評被害を受けた被害者の訴え～             | 松村 恒夫  |

| 年 度                | 日 時     | テ ー マ                                                    | 基調講演講師                |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 平成24年度<br>(2012年度) | 11月 4 日 | 10周年記念シンポジウム<br>被害者支援のさらなる発展を目指して<br>～センター10年の歩みとこれから～   | 諸澤 英道                 |
| 平成25年度<br>(2013年度) | 11月17日  | 犯罪被害者を取りまく司法改革の現状と展望<br>～被害者参加制度・裁判員裁判は被害者にとってど<br>うなの？～ | 佐藤 健宗                 |
| 平成26年度<br>(2014年度) | 11月24日  | 犯罪被害者としての私と犯罪被害者支援の現状<br>～これからの民間支援団体のあり方～               | 平井 紀夫                 |
| 平成27年度<br>(2015年度) | 11月 3 日 | 命の大切さを学ぶ授業<br>～子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために～                  |                       |
| 平成28年度<br>(2016年度) | 11月 6 日 | 犯罪被害者ご遺族のその後<br>～犯罪被害者ご遺族の声を聴いてください～                     | 児玉 昭平                 |
| 平成29年度<br>(2017年度) | 11月12日  | 「よりそい設立記念」<br>性犯罪における検察庁の取り組み                            | 田中 嘉寿子                |
|                    |         | 性犯罪者の支援の現場から<br>～刑法改正を受けて～                               |                       |
| 平成30年度<br>(2018年度) | 11月 4 日 | あすの会を振り返って<br>～これまでとこれから・・・支援者にのぞむこと<br>つなぐこと～           | 諸澤 英道                 |
| 令和元年度<br>(2019年度)  | 11月17日  | 子どもの犯罪被害<br>～虐待された子どもたちへの支援～                             | パネルディス<br>カッション       |
| 令和2年度<br>(2020年度)  | 11月 8 日 | 刑事事件における未成年被害者の人権                                        | パネルディス<br>カッション       |
| 令和3年度<br>(2021年度)  | 11月 7 日 | 六甲友の会 20年の歩み<br>今、一番伝えたいこと<br>～被害者遺族の立ち直りと自助グループの役割～     | 六甲友の会の<br>みなさま        |
| 令和4年度<br>(2022年度)  | 11月27日  | 20周年記念シンポジウム<br>～私たちのこれまでとこれから～<br>これまでの道のり              | 鼎談<br>パネルディス<br>カッション |

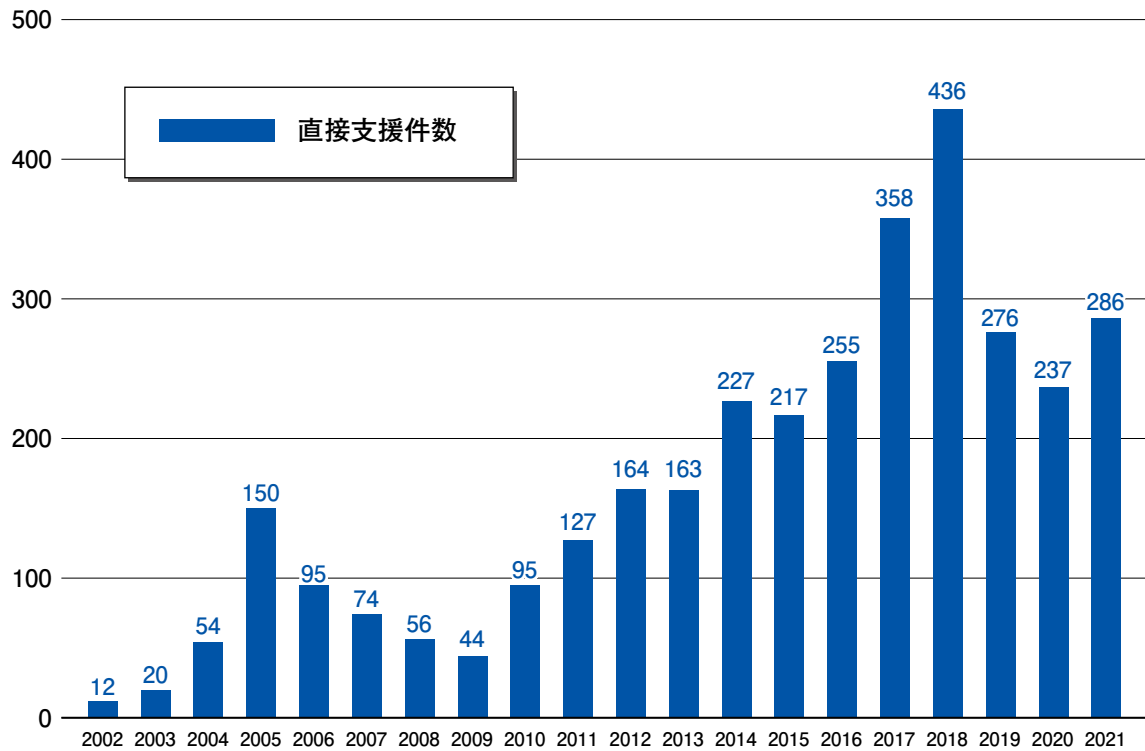
ひょうご被害者支援センター 年度別・相談種類別件数

| 年度   | 電話相談 | 面接相談 | 法律相談 | 心理相談 | 直接支援 |
|------|------|------|------|------|------|
| 2002 | 101  |      | 7    | 3    | 12   |
| 2003 | 154  |      | 6    | 2    | 20   |
| 2004 | 196  |      | 5    | 4    | 54   |
| 2005 | 277  | 48   | 17   | 45   | 150  |
| 2006 | 204  |      | 10   | 16   | 95   |
| 2007 | 208  | 6    | 4    | 4    | 74   |
| 2008 | 299  | 3    | 4    | 0    | 56   |
| 2009 | 556  | 12   | 12   | 1    | 44   |
| 2010 | 661  | 44   | 24   | 11   | 95   |
| 2011 | 773  | 47   | 27   | 26   | 127  |
| 2012 | 783  | 48   | 28   | 17   | 164  |
| 2013 | 706  | 53   | 29   | 36   | 163  |
| 2014 | 948  | 68   | 47   | 41   | 227  |
| 2015 | 696  | 102  | 68   | 45   | 217  |
| 2016 | 738  | 92   | 71   | 76   | 255  |
| 2017 | 923  | 141  | 105  | 90   | 358  |
| 2018 | 1051 | 153  | 118  | 234  | 436  |
| 2019 | 744  | 101  | 83   | 205  | 276  |
| 2020 | 888  | 103  | 71   | 134  | 237  |
| 2021 | 1069 | 89   | 67   | 165  | 286  |

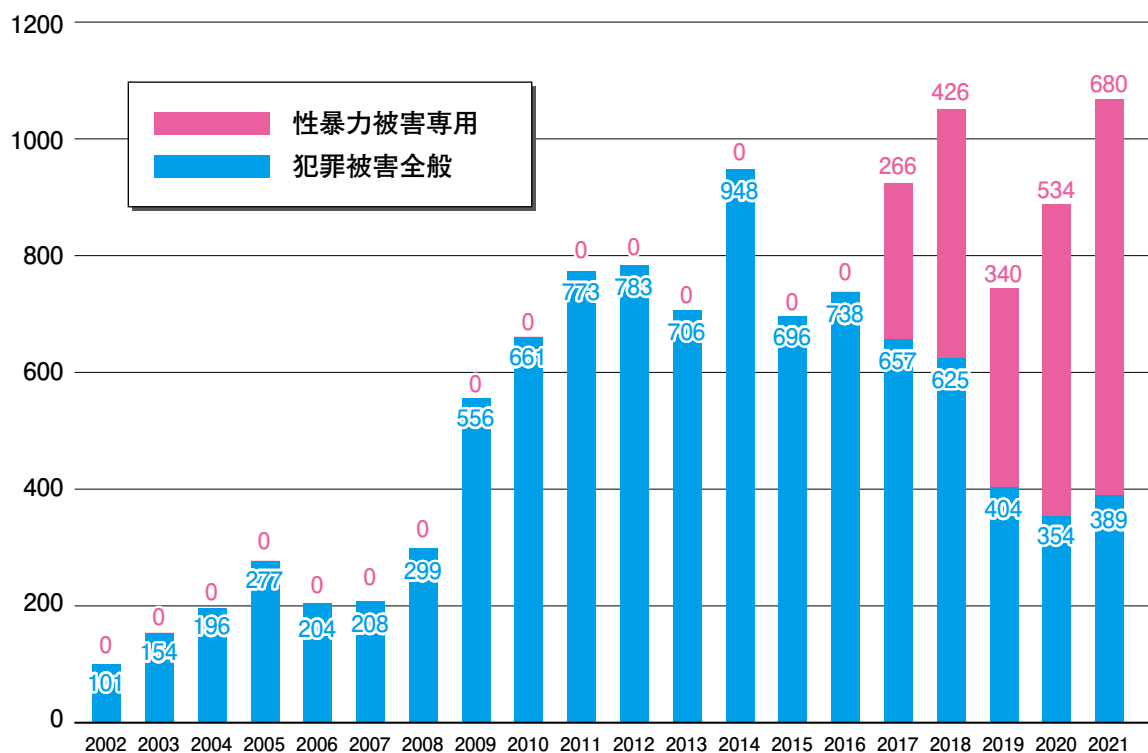
面接相談件数推移



## 直接支援件数推移



## 電話相談件数推移



## 編集後記



はじめに、これまでセンターを支えてくださった、たくさんの皆様に心から感謝を申し上げます。

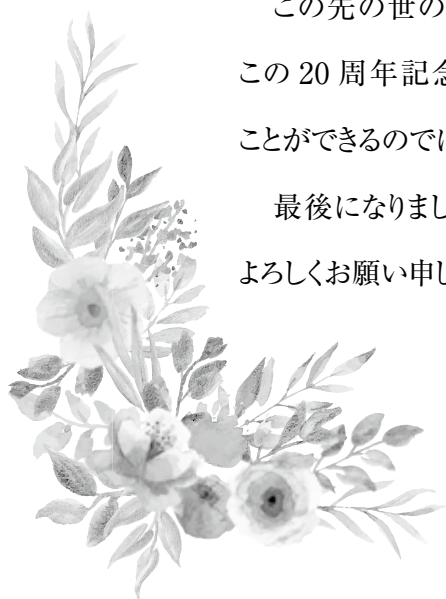
設立から20年、県や県警の担当者の皆様、行政や関係機関の皆様、役員、相談員の皆様の協力と努力によってセンターは途切れることなく活動することができました。

加害者の悪質性、卑劣さ、人の人生を踏みにじる行為に憤り「人間って何」と絶望的な気持ちになることもしばしばですが、一方で被害に遭っても、誰かのためにと力を尽くしている方がおられる、そして何か自分にできることをしよう、少しでも支えになろう、と頑張る人がいることに望みを持って活動しています。

この先の世の中がどうなっているか想像できませんが、迷った時には、この20周年記念誌を読み返すことで、被害者支援の「心」を確認することができるのではと思っております。

最後になりましたが、これからもひょうご被害者支援センターにご支援をよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター  
事務局長 遠藤 えりな



### ひょうご被害者支援センター 20周年記念誌

2023（令和5年）3月発行

発行費用／クラウドファンディング（寄付金）による

発行／公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目5-16

電話／078-362-7512

ホームページ／<https://supporthyogo.org>

制作・印刷／株式会社 神戸新聞総合印刷

